

5月イベントカレンダー

1 月	・コレクション展(～14日) 【7面】
2 火	
3 水	・大阪城ファミリーフェスティバル2017(～5日) 【6・7面】 ・町家寄席【7面】
4 木	
5 金	・兜を作ろう【7面】
6 土	
7 日	
8 月	
9 火	
10 水	・移動図書館まちかど号巡回 【7面】 ・わらべうたベビーマッサージ 【5面】
11 木	・ひったくり防止カバー無料 取付キャンペーン【6面】 ・「看護の日」イベント【6面】 ・マタニティ教室①【4月号】
12 金	・離乳食講習会【5面】 ・「看護の日」イベント【6面】
13 土	・真田山カーニバル【6面】 ・セレッソ大阪 天王寺区民 応援デー【6面】 ・ラニー博子来園イベント 【7面】
15 月	
16 火	・「看護の日」イベント【6面】
17 水	・地域ふれあい子育て教室 【4月号】
18 木	・歯の健康講座【5面】
19 金	・マタニティ教室②【4月号】 ・うえぼんまち音楽祭【6面】
20 土	・「大阪料理体験」と「ウォーク」 のコラボ【6面】
21 日	・桃陽ふれあいまつり【6面】
22 月	
23 火	
24 水	
25 木	・印象UP☆カラー講座 (～6/8)【7面】 ・だっこでえほん【7面】 ・マタニティ教室③【4月号】
26 金	・ナイター法律相談【3面】 ・子どもに教えたい3つの力 【5面】
27 土	・ぼちぼちのおはなし会 【7面】 ・日曜開庁【3面】 ・日曜法律相談【3面】
28 日	・天王寺区民ハイキング 【7面】 ・パソコン教室【7面】
29 月	
30 火	
31 水	

〈天王寺区の推計人口〉
(平成29年4月1日現在)
●総数：77,790人
●男性：36,100人
●女性：41,690人
●世帯数：39,174世帯

〈天王寺区役所〉
●天王寺区役所・保健福祉センター
〒543-8501
天王寺区真法院町20-33
●保健福祉センター分館
〒543-0002
天王寺区上汐4-3-2
●ホームページ
<http://www.city.osaka.lg.jp/tennoji>



Ten J.C 天王寺区ジュニアクラブ

会員の声

天王寺区では、「やさしく思いやりのある青少年の健全育成」とともに「将来の地域における人材の育成」をめざし、平成19年度から「天王寺区ジュニアクラブ」の活動を行っています。次世代の地域を担う子どもたち(小学4年生～高校生)が、区内の行事・活動にスタッフとして参加し世代間交流を行ったり、公共施設等での社会体験を通じて区や地域の理解を深めるなど、地域の一員として成長していくにあたり必要となる様々な活動を行っています。

天王寺区をより深く知り、世代間交流や国際交流を進める様々な活動

昨年は大河ドラマで天王寺区にもスポットライトが当たる中、真田丸があったとされる地を巡り、真田の歴史について学びました。子育て愛あいフェスティバルでは、自分たちでもブースを運営して、幼児や保護者と交流しました。また、日本に勉強に来ている留学生との国際交流では、四天王寺で座禅を体験したり、お互いの国について話し合いました。このほか、区内の中央授産場での障がいのある方のお仕事体験や、消防署の方の指導を受け防災活動体験もしました。

今年の第1回活動(6月18日(日))では、茶臼山や一心寺、安居神社など「大坂夏の陣ゆかりの地」をめぐる。ぜひ会員となって参加してください。

☎市民協働課(未来人材育成) ☎6774-9743

施設見学(中央授産場)



障がいのある人の頑張っている気持ちが強く伝わってきた(小5)

真田幸村ゆかりの地をめぐる



天王寺区に住んでいても知らなかったことがいっぱいあった(中1)

留学生との国際交流



外国の人の色々なことを知ることができた(小4)

区内の広場で防災活動体験



学校でも災害時の活動体験をした事があったが、改めて見直す事ができた(小5)

子育て愛あいフェスティバル

泣いてる子どもいたが工夫して活動に参加してもらえた(小4)

子どもたちが考えた「天王寺区ジュニアクラブ憲章」

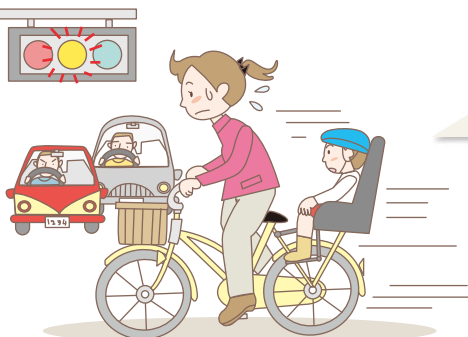
- 笑顔と優しい心を大切にします。
- 元気にあいさつをします。
- 一人一人の絆と心のつながりを深めます。
- 歴史や文化を学び、守り、育てます。
- みんなの天王寺、ふれあいとぬくもり緑あふれるまちにします。



新会員募集中!

区内在住の小学4年生～高校生
詳しくは区ホームページをご覧ください。

自転車で事故に遭わない、事故を起こさない、そして、未来の子どもたちの安全・安心のために!

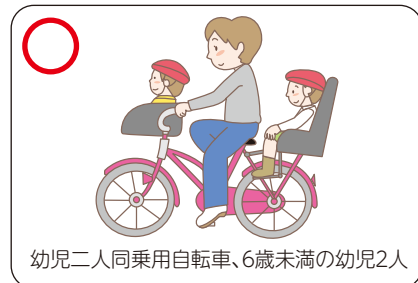


自転車は車の仲間! 保護者の皆さん、このような運転をしていませんか

- スピードの出し過ぎ
 - 信号無視
 - 信号点滅時の無理な横断
- ➡大げが、最悪は死に至ることも…
お子さんの将来を奪うかもしれません
- ➡高額な賠償が発生する可能性もあります

自転車に子どもを乗せる場合

自転車は原則一人乗りの乗り物ですが、以下の場合には2人以上で乗ることができます。(運転者：16歳以上、座席：幼児用)



13歳未満の子どもには、必ずヘルメットを着用させましょう

自転車にお子さんを乗せる場合やお子さんが自転車で乗るようになったら、必ずヘルメットを着用させましょう。



子どもの見本となるような運転と日頃からの家庭での教育をお願いします。

子どもたちは大人の行動を見ています。大人が、自転車のルールとマナーを守らなければ、将来、子どもたちもルールを守ることを軽んじて、同じように守らなくなるでしょう。

子どもが補助輪を外して自転車で乗れるようになっても、いきなり公道で走らせるのではなく、保護者が付き添って、安全な場所でブレーキの使い方を中心に十分練習させてください。

未来の子どもたちの安全・安心のために、まずは家庭での教育をよろしくをお願いします。

☎危機管理課 ☎6774-9899 天王寺警察署(交通課) ☎6773-1234